

議 第 一 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する
条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会議規則第十四条
第一項の規定により提出します。

令和二年六月九日

提 出 者

議員	齋藤 範 夫
〃	鈴木 広 康
〃	村上 かずひこ
〃	嵯峨 サダ子
〃	辻 隆 一
〃	安孫子 雅 浩
〃	伊藤 ゆうた

仙台市議会議長
鈴木 勇 治 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

22 令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、第四条の規定にかかわらず、別表第一に定める額から、議長にあつては十万円を、副議長にあつては七万円を、議員にあつては三万円を減じて得た額とする。ただし、これらの者の期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

理 由

令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。